

会員の皆様、こんにちは。

昨日から第196回通常国会が始まりました。安倍総理は、施政方針演説の中で“「働き方改革」を断行いたします”と表明しました。今回のメールマガジンでは、政権のメインテーマである『働き方改革』についてご紹介します。是非ご一読ください。

また、「働き方改革」関連法案は、厚生労働委員会で審議されますが、石田議員も参議院 厚生労働委員会の筆頭理事としてこれらの法案が十分審議できるよう、委員会の持ち方など野党との交渉・調整の役割を果たします。引き続きのご支援を宜しくお願い申し上げます。

石田まさひろ政策研究会

働き方改革

■ 一億総活躍社会に向けた最大のチャレンジ

現在、我が国が直面する最大の課題は、少子高齢化であり、これを克服するため、女性、高齢者、などがあらゆる場で活躍する「一億総活躍社会」の実現が不可欠である。その実現に向けた最大のチャレンジが「働き方改革」である。

その主な内容について安倍総理は1月22日の第196回国会における施政方針演説で、「働き方改革」を断行するとして、子育て、介護など、様々な事情を抱える人々が、意欲を持って働き、その能力を発揮できる、「柔軟な労働制度へと抜本的に改革」することを宣言した。そして、「長時間労働の慣行の打破」や「非正規」という言葉を、この国から一掃する「同一労働同一賃金」の実施を訴えた。さらに、「働き方改革」は、成長戦略そのものであるとし、ワーク・ライフ・バランスの確保で、誰もがその能力を発揮すれば、少子高齢化も克服できるとし、その意義と必要性を強調した。

働き方改革のポイント

- ◆ 少子高齢化による労働人口の減少
→ 女性・高齢者等の活躍が必要
- ◆ アベノミクス、一億総活躍の目指すもの
→ 女性・高齢者等が労働力化の制約要因をなくす
具体的には、
 - ・長時間かつ硬直的な労働時間（正社員）
 - ・低賃金と不安定な雇用（非正規）等々
- ◆ 経済が好転し、雇用情勢がタイトな、今がチャンス
- ◆ 一億総活躍→働き方改革という流れ

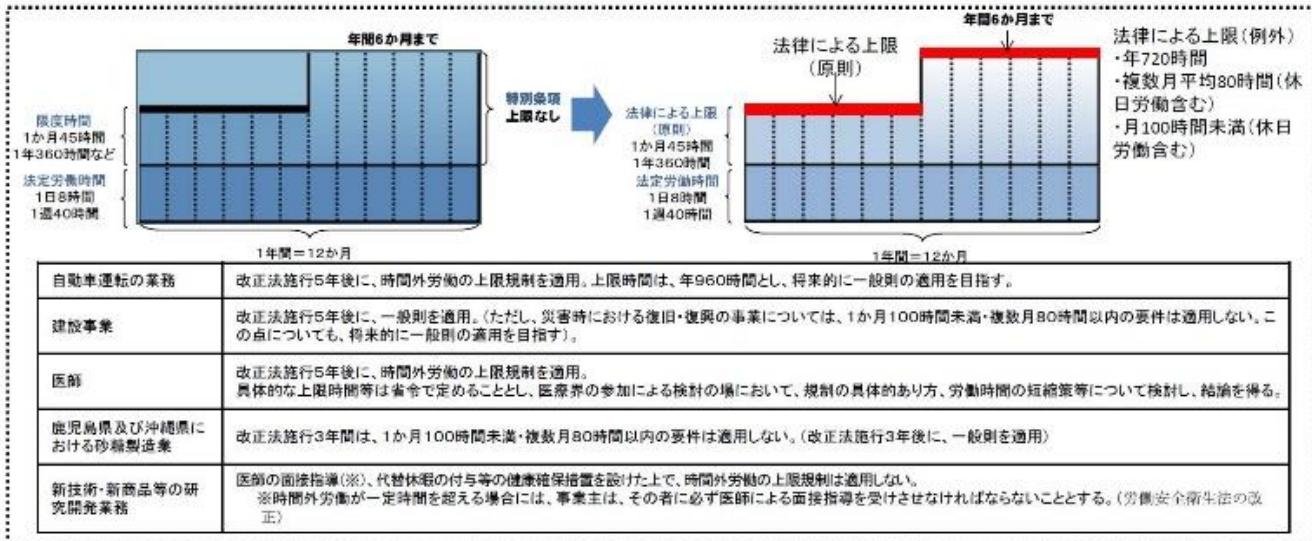
■ 長時間労働の是正

労働時間は、労働基準法第32条により原則週40時間、1日8時間と規定され、これを超える時間外労働は、同法第36条により労使間で協定(36(サブローク)協定)を結び、労働基準監督署に届け出て初めて可能となる。しかし、業務の繁忙期など「特別な事情」がある場合には、労使合意により、実質的に時間外労働は「青天井」となり、長時間労働の大きな要因の一つとなっている。

(1) 長時間労働の是正

① 時間外労働の上限規制の導入

- ・時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定。



今国会に提出が予定されている「働き方改革」関連法案では、時間外労働の上限については月45時間、年間360時間を原則とし、特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満とし、罰則という強制力で担保する。法案の成立により、長時間労働のは正、労働者の健康確保が進み、過労死の根絶やワーク・ライフ・バランスの一層の改善が期待される。

■同一労働同一賃金の実現

我が国の非正規雇用労働者の割合は全雇用者の4割を占める。しかし、正規雇用（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用（有期雇用、パートタイム、派遣）の間には賃金、福利厚生、教育訓練等の面で待遇格差が存在し、これらの格差は若い世代の結婚・出産に影響し少子化の一因となっている。また、労

働力人口が減少する中、能力開発機会の乏しい非正規雇用労働者が増加することは、労働生産性向上を阻害することになりかねない。

法案は、「同一労働同一賃金」の考え方を導入し、正規雇用と非正規雇用の間の不合理な待遇差の解消を目指すことを目的としている。

その他法案では、「働き方改革」を総合的に推進するため、国の講すべき施策として、多様な就業形態の普及、仕事と生活（育児、介護、治療）の両立の推進等などが盛り込まれる。

安倍総理は今国会を「働き方改革国会」とし、最重要課題としている。「働き方改革」は、経済の成長軌道を確かなものとし、持続的な経済成長を成し遂げるためにも重要である。戦後の労働基準法制定以来、70年ぶりの歴史的な大改革の動向に注目したい。

著者：ANS

Seki-shin 石心 石田まさひろ政策研究会メールマガジン **vol.025**

このメールは送信専用メールアドレスから配信されています。ご意見は info@masahiro-ishida.jp までお寄せください。

【配信停止・設定変更】本メールサービスの解除を希望する方は、石田まさひろ政策研究会までご連絡ください。

【配信元】石田まさひろ政策研究会 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-1-1

Copyright© Masahiro ISHIDA all Rights Reserved ---掲載記事の無断転載を禁じます---